

教こ第 282 号
令和元年12月19日

市内障害児通所支援提供事業所 各位
市内障害児相談支援事業所 各位

総社市教育委員会
(公印 省略)

特定・障害児相談支援事業所らぼーの事業休止に伴う
セルフプランによる通所受給者証の更新手続きについて

日頃より総社市の福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日「特定・障害児相談支援事業所らぼー」から、令和元年11月1日から令和2年3月31日までの間、事業を休止する旨の届出がなされました。この休止に伴い、同事業所と契約中の保護者にかかる通所受給者証の更新手続きについて、他の相談支援事業所への契約変更をお願いしてききましたが、利用者増加の折、他事業所による全員の受入れは困難な状況となっております。そこで、児童が現在利用しているサービスを継続して利用できることを最優先に考慮し、下記のとおり、一部の利用者に対し、相談支援事業所に依頼し作成する「障害児支援利用計画案」に代えてセルフプランの提出による更新手続きを認めることといたしました。

らぼーると契約中の保護者に対しては、市及び総社はばたき園から案内を行ってまいります。障害児通所支援提供事業所並びに障害児相談支援事業所の皆様におかれましても、このたびの手続きの変更についてご理解いただくとともに、対象の保護者に対し、更新手続きへの助言等ご支援をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 セルフプランによる更新手続きができる人

○障害児通所支援を利用する児童の計画作成について、令和元年11月1日時点でらぼーると契約中で、セルフプランによる更新手続きを希望する人

※ただし、以下の項目に該当する人は、他の相談支援事業所と契約し、計画を作成していただくようお願いいたします。

・更新後、「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」を利用する人

- ・サービス支給量を更新前より増やしたい人
- ・短期入所等，障害者総合支援法に規定されたサービスを利用する人
- ・その他，相談支援専門員による計画作成の必要性が高いと思われる人

2 セルフプランによる更新手続きの場合に提出する書類

「障がい児支援利用計画案（セルフプラン）」

（上記の書類を提出することで、「障害児相談支援給付費支給申請書兼依頼（変更）届」「障害児支援利用計画（案）」の提出は不要となります。その他の提出書類に変更はありません。）

3 セルフプランによる更新手続きを認める期間

らぼーが事業を再開するまでの間。ただし，他相談支援事業所と契約した後のセルフプランによる更新手続きは認められません。

4 現在らぼーで契約中の人における通所受給者証の更新手続きの進め方

- （1）受給者証の更新時期が近づき，市から更新勧奨通知が届いたら，市に更新申請を行ってから，総社はばたき園に電話をし，相談日時を予約する。
- （2）総社はばたき園の担当者と，現在の児童の様子や更新後のサービスについて相談し，他相談支援事業所と契約をするか，セルフプランによる更新手続きを行うかを決める。他相談支援事業所と契約を行う場合，各事業所の空き状況の確認や，次の事業所への引き継ぎ（情報提供）等，必要な支援を総社はばたき園に依頼することができる。
- （3）セルフプランによる更新手続きを行う場合，保護者が「障がい児支援利用計画案（セルフプラン）」に記入し，その内容について総社はばたき園の確認を受けた上で，市に提出する。また，放課後等デイサービスを利用する場合の「放課後等デイサービスの基本報酬区分における指標」の作成は，総社はばたき園が行う。

5 注意事項

セルフプランによる更新手続きは，相談支援事業所に計画作成を依頼しないため，計画見直し（モニタリング）などが行われないということを理解した上でお手続きいただきます。相談支援専門員による計画作成，モニタリング，在籍校園との連携等の支援を希望する方には，他相談支援事業所との契約をお勧めいたします。

●問い合わせ先

総社市教育委員会子ども夢づくり課 芳賀

電話0866-92-8265